

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	有限会社山下組	1か月
代表者氏名	代表取締役 山下 正樹	
本店所在地	牧之原市地頭方 51 番地	

3 入札参加停止の理由

有限会社山下組の役員は、島田簡易裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑の略式命令を受け、平成30年1月10日に当該命令が確定した。

4 停止期間の始期及び終期

令和2年12月12日から令和3年1月11日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内